福岡市総合体育館 広告掲示募集要項

１．広告掲示の対象施設、募集区画、規格及び掲示期間

対象施設	福岡市総合体育館
募集区画 及び規格	メインアリーナ壁面 6 ㎡（1212mm×4848mm）計 38 区画 ［壁面東］12 区画 ［壁面西］12 区画 ［壁面北］7 区画 ［壁面南］7 区画
掲示期間（契約期間）	掲示開始日～掲示開始日が属する年度末（1 年契約） 壁面状態などで見直す場合がある

２．広告掲示に係る費用等（消費税込）

広告掲載料	1 年間掲載料（1 年契約） 1 ㎡ 1 月につき 2,000 円×12 ヶ月
広告の仕様	不燃アルミ複合版＋不燃インクジェクト出力シート貼りをビスにて取付け 表示は広告主が正当な権限を持つ企業名、商号、商品名及び標章に限ります。 実際に掲示する画像データ（ai 様式、文字・ロゴはアウトライン処理） 提出後、最終確認とします。 画像データは広告主の責任及び負担において作成するものとします。
広告掲示に係る費用	広告掲示に係る製作に要する費用、撤去及び維持補修に要する一切の 費用は広告主の負担とします。なお、掲示作業については体育館指定 業者にて行い、その費用を広告主に請求します。
掲示作業費用	広告掲載料とは別途、広告掲示作業及び原状回復作業に要する費用は、体育館指定業者から広告主へ直接請求します。

３．応募者の費用例

（消費税込）

項目	年間使用料	備考
メインアリーナ壁面	144,000 円	月額 12,000 円×12 ヶ月

＊広告掲載料は広告掲載後に年間使用料の請求書を発行します。

４．応募資格

「福岡市広告事業実施要領」第 10 の規定に該当しない者

５．広告掲示に係る注意事項

・広告掲示場所によっては大会等の開催時に広告媒体を目隠ししなければならない場合には、事前協議のうえ決定する。
・大規模改修工事等により１か月以上施設を閉鎖する場合は、契約金額をもとに月割り計算し、広告掲示期間分をお支払いただきます。
・年度途中からの契約については、初年度は通常料金の月割り計算とします。
・スポーツ大会等に併せて掲示される広告は対象外とします。
・広告物の表示に当たっては、施設と調和した形状及び色彩とし、競技に支障が生じないように配慮してください。当該表示内容について疑義が生じた場合、双方協議を行い、広告主は仕様に適合するよう努めなければならない。
・表示内容および画像データにつき第三者とのトラブルが発生した場合は、広告主の責任と負担でこれを解決するものとします。
・福岡市広告事業実施要領に準拠する

６．契約の更新等

広告掲示期間満了の日の 3 か月前までに、広告主又は指定管理者のいずれからも書面による契約終了の申出がない場合は、本契約は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。なお、広告掲載料は更新後の契約期間の開始後に別途請求するものとする。また、広告主の名称、所在地、代表者、広告内容その他申込内容に変更があった場合は、速やかに届け出るものとする。ただし、施設運営上その他やむを得ない事由がある場合は、指定管理者は更新を行わないことができるものとする。

７．契約の取消し等

広告主が次のいずれかに該当する場合は、広告掲示を取消すことができるものとする。
この場合「２．広告掲示に係る費用等」の撤去費用・原状回復に要する費用は広告主の負担とし、入金済の広告掲出料は返還いたしません。

① 納入期限までに広告掲示費用並びに広告掲示料を入金しなかったとき
② 「４．応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
③ 表示が仕様を満たさず、改善がなされないとき
④その他広告掲示が適当でないと認めたとき
⑤ 広告主から契約終了の申出があり、当該年度 11 月末までに双方が書面で確認した場合
（最終年度の広告掲載期間は当該年度 2 月末までとする）

８．施設概要

名称	福岡市総合体育館
住所	福岡市東区香椎照葉 6 丁目 1 番 1 号
利用時間	9:00～22:00 ※トレーニングルームは 8:30～22:00
休館日	毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日） 12 月 29 日～1 月 3 日 ※休館日は大会日程により変更の可能性有り
利用施設	メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニングルーム、 武道場、弓道場、多目的室、その他施設（研修・会議室等）
主な大会実績	・B リーグ（男子バスケットボール） ・W リーグ（女子バスケットボール） ・SV リーグ（女子バレーボール） ・金鷲旗（全国高校柔道） ・玉竜旗（全国高校剣道）　　・・・etc
利用者実績	令和 7 年度：433,394 人 令和 6 年度：405,983 人 令和 5 年度：367,901 人

９．募集開始

令和 8 年 9 月 4 日～

別紙の申込用紙にて、ＦＡＸ又はメール（下記）にて受付します。

１０．今回の広告掲示までの流れ

広告掲示申込書兼誓約書提出及び広告掲示内容確認（位置・ロゴ）⇒広告掲示決定連絡⇒

広告掲示作業⇒広告掲示開始⇒初年度掲載料ご請求

※応募者多数の場合は抽選（基本先着順）などにより掲載者を選定いたします。

１１．申込先・問い合わせ先

福岡照葉アリーナ株式会社

〒813-0017　福岡市東区香椎照葉六丁目 1 番 1 号

TEL：092-410-0314　FAX：092-410-0318

E-mail：　info@fukuoka-city-arena.jp

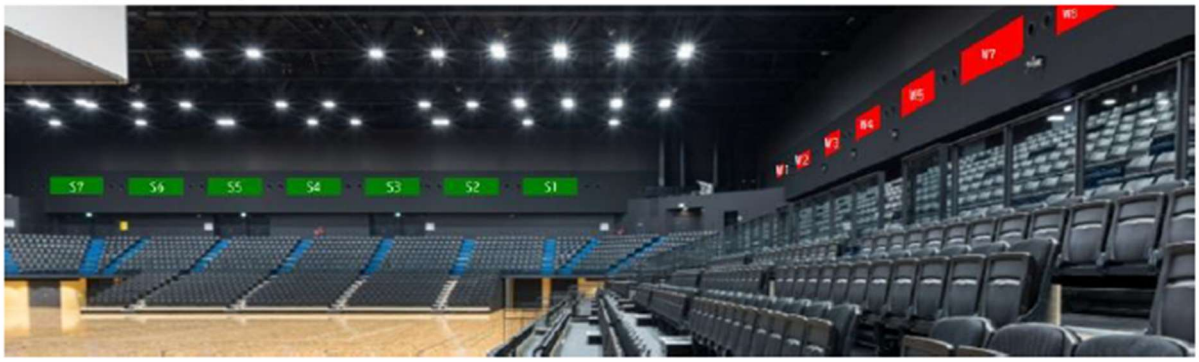
照葉 積水ハウス アリーナ TERIHA SEKISUI HOUSE ARENA 【福岡市総合体育館】

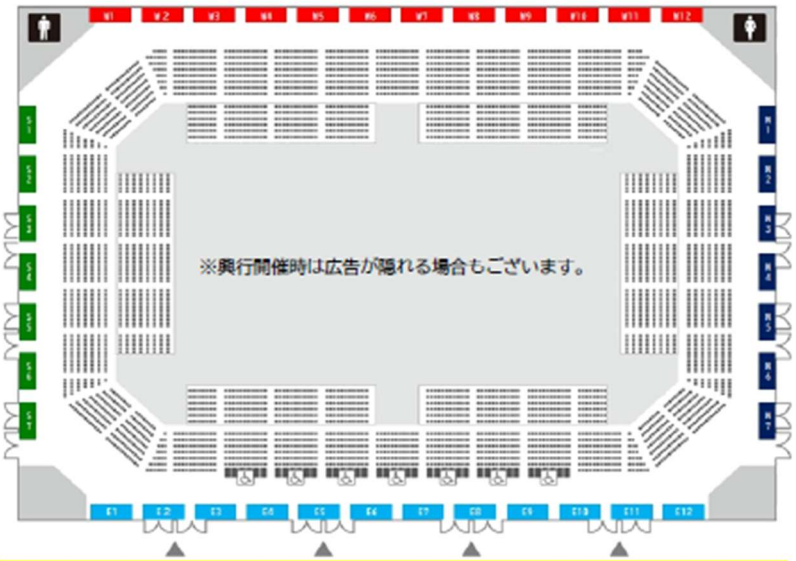


照葉積水ハウスアリーナ(福岡市総合体育館)は、メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・弓道場・多目的室・トレーニングルームで構成された九州最大規模の総合体育館です。
特にメインアリーナは国際大会や大規模大会の開催が可能な劇場型アリーナで、選手と観客の一体感を高め、「みる」楽しさ、選手の最高のパフォーマンスを「魅せる」高水準のアリーナ機能を備えています。
プロバスケットボールBリーグのライジングゼファーフクオカのホームアリーナとして使用されているほか、金鷲旗全国高校柔道大会や玉竜旗全国高校剣道大会、インターハイのバスケットボール競技会場としての開催実績があります。

〒813-0017　福岡市東区香椎照葉六丁目1番1号
照葉積水ハウスアリーナ（福岡市総合体育館）
TEL:092-410-0314　FAX:092-410-0318

●広告看板設置位置(南西方向イメージ)





【募集箇所】　東西各12ヶ所・南北各7ヶ所　合計38ヶ所







【看板サイズ 4尺×16尺】
H1.212×W4.848 = 5.88㎡
料金 12,000円/月（税込）
※四捨五入により6㎡での料金となります

【施設概要】

●敷地面積：40,268.33㎡
●建築面積：16,316.85㎡
●延床面積：25,573.82㎡
●規模：地上4階
●建物高さ：19.95m
●駐車台数：500台

《メインアリーナ》

■フロアサイズ：70.2m×45.0m
■センターコート
　フットサル国際試合対応(L40m×W20m)
　バレーボール6人制公式(L18m×W9m)
　バスケットボール公式(L28m×W15m)
　ハンドボール公式(L40m×W20m)
■分割利用
　フットサル公式×2面
　バレーボール9人・6人制公式×4面
　ハンドボール公式×2面
　バドミントン公式×16面
　卓球公式×24面・一般×48面
■体操競技
　男子：ゆか・あん馬・つり輪・跳馬
　　平行棒・鉄棒
　女子：ゆか・跳馬・段違い平行棒・平均台
■新体操公式（男女）
■天井高さ：約15m
■座席数：固定席3,176席・RB席1,824席
　　車いす席42席　合計5,042席
■スクリーン：300インチ×4面
■諸室：選手控室4部屋・役員室・審判員控室

福岡市総合体育館広告掲示申込書 兼 誓約書

令和　年　月　日

福岡照葉アリーナ株式会社
代表取締役　池本　総一　様

（申込者）
所　　在　　地
名　　称
代表者役職・氏名　　印

「福岡市総合体育館」への広告掲示につき募集要項の内容を確認のうえ同意し、以下のとおり申し込みます。募集要項は、本申込みに基づき成立する契約の一部を構成するものとします。

掲示期間		令和　年　月　日　～　令和　年　月　日（　ヶ月）
掲示希望場所		
広告の内容		別紙参照
連絡先	担当者指名	
	TEL	
	FAX	
	E メール	
備考		

当社は、福岡市総合体育館広告掲示申込を行うに当たり、次の事項を誓約します。

なお、当社が下記の事項を満たしていないことが判明した場合には、広告掲示の取り消し等、福岡照葉アリーナ株式会社が行う一切の措置について異議、苦情の申立てを行いません。

（１）福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第２条２号に規定する暴力団員又は同条例第６条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと
（２）地方税の滞納がないこと
（３）福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと
（４）行政指導を受け改善がなされていないものでないこと
（５）福岡市広告事業実施要領 第５「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守すること

様式

暴排条例に関する誓約書

年　　月　　日

福岡照葉アリーナ株式会社　様

所在地
名称
代表者役職名・氏名

福岡市総合体育館の広告掲示申し込みにあたり、下記事項について相違ないことを誓約します。
なお，本誓約内容の確認のため，役員名簿を提出し，警察への照会確認されても異議を申し立てません。

記

福岡市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下，「暴力団員」という。）が代表者又は役員となっている法人等ではありません。

福岡市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する次に掲げる法人等ではありません。

・暴力団員が経営に事実上参加している法人等ではありません。
・暴力団員の親族等が代表取締役，理事長を務めているが，実質的には当該暴力団員がその運営を支配している法人等ではありません。
・暴力団員であることを知りながら，その者を雇用・使用している法人等ではありません。
・暴力団員であることを知りながら，その者と下請契約又は資材，原材料の購入契約等を締結している法人等ではありません。
・暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している法人等ではありません。
・役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している法人等ではありません。

役員名簿　裏面のとおり

役　員　等　名　簿

【法人名　　】※該当する元号を〇で囲んでください。

区分	役　職	氏　名　カ　ナ	氏　名	生年月日			
				明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H	年	月	日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

※収集した個人情報については当該事務に関して警察本部への照会確認のみに使用し、その他の目的には使用しません。